

令和6年度 石川県会計年度任用職員の募集案内

南加賀土木総合事務所

会計年度任用職員とは、地方公務員法第22条の2によって定められる一般職の地方公務員で、非常勤の職員です。

1 募集区分、勤務場所、主な職務内容及び採用予定数

区分	勤務場所	主な職務内容	採用予定数
短時間 非常勤職員	南加賀土木総合事務所 (小松市白江町リ61-1)	事務補助(主に公用車管理、公用車運 転、パソコン入力、文書管理等)	1名

2 勤務条件等

項目	内容
任用期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
勤務時間	週の勤務日数が4日で、1日の勤務時間が7時間(9時00分から17時00分まで(休憩時間は12時から13時まで))
休日等	土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月29日から1月3日まで)
報酬等	時給 998円(予定) ※時給は、学歴・職務経験等を考慮して決定します。 ※その他、期末手当(R6年度6月期:0.3675月、R6年度12月期:1.225月)、 勤勉手当(R6年度6月期:0.3075月、R6年度12月期:1.025月)、通勤手 当相当額が支給されます。 ※時給や期末手当等は条例改正等により変更される場合あり
休暇	年次有給休暇、夏期休暇、忌引休暇 等
社会保険等	健康保険、厚生年金保険、雇用保険が適用されます。公務上又は通勤による災害についての補償制度があります。
服 務	地方公務員法上の各規定が適用され、かつ、懲戒処分の対象となります。 (例) 法律及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務 等 採用後1か月間は条件付採用期間とし、この期間良好な成績で勤務した場合、正式に短時間非常勤職員として採用されます。

3 応募資格

次のいずれにも該当しないこと(地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しないこと)

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 石川県職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 応募方法

指定の応募用紙に必要事項を記入し、次の宛先に持参又は郵送してください。

(宛先)

〒923-0811

石川県小松市白江町り61-1

石川県南加賀土木総合事務所 会計年度任用職員募集担当

※封筒の表に「南加賀土木総合事務所希望」と朱書きしてください。

5 応募期間

令和6年3月4日(月)から令和6年3月15日(金)まで(必着)

※応募者多数の場合は早めに打ち切る場合があります。

※窓口での受付時間は、9時から17時45分までとなります。

※土曜日・日曜日・祝日等の閉庁日は受付を行いません。

6 選考試験

(1) 選考方法

応募用紙をもとに、面接試験を行います。

(2) 面接日

面接日時及び会場は令和6年3月15日までに応募者にご連絡します。

(3) 内定

選考試験の結果については、面接後1週間以内にご連絡をします。

7 その他

・提出された書類は一切返却しません。

・提出書類及び選考試験時に取得した個人情報、採用事務以外の目的には一切使用しません。

<問い合わせ先・応募先>

〒923-0811

石川県小松市白江町り61-1

石川県南加賀土木総合事務所

TEL 0761-21-3333

FAX 0761-21-7080